⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　9 January 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　25 February 2015 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　25 February 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Masao Kurashina, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 12 月 2 日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　野田　　徹
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大源太川第１号砂防堰堤補強工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　新潟県南魚沼郡湯沢町土樽地先
⑷　工事内容
砂防堰堤　一式
コンクリート堰堤　1,743㎥
仮排水トンネル　104.1m
鋼管矢板二重締切　75本
仮桟橋　一式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成30年６月29日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型Ｓ型)の試行工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
５）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
６）本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。なお、品質検査員による確認が困難な鋼製部材等の工場製作については、この限りではない。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
７）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することができる試行工事である。
2　競争参加資格
１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成25・26年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。
４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
５）平成12年度以降に元請けとして完成した工事で、下記イ）からニ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
イ）計画堰堤（ダム）高が15m以上の砂防堰堤（砂防ダム）工事であること。
ロ）ＮＡＴＭによるトンネル工事であること。
ハ）鋼管矢板による土留め・仮締切工事であること。
ニ）イ）からハ)は同一工事でなくても良い。
６）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
イ）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ロ）平成12年度以降に、元請けとして完成した下記ａ）の要件を満たす工事の施工経験を有すること、または砂防堰堤(砂防ダム)工事及び下記ｂ）もしくはｃ）の施工経験（同一工事でなくても良い。）を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が平成12年度以降に、元請けとして完成した下記ａ）の要件を満たす工事の施工経験、または砂防堰堤（砂防ダム）工事及び下記ｂ）もしくはｃ）の施工経験（同一工事でなくても良い。）を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
ａ）計画堰堤（ダム）高が15m以上の砂防堰堤（砂防ダム）工事であること。
ｂ）ＮＡＴＭによるトンネル工事であること。
ｃ）鋼管矢板による土留め・仮締切工事であること。
ハ）前記イ）の資格及びロ）の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は前記ロ）の施工経験を有するか、または前記ロ）の施工経験に代えて下記⒜の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記⒜に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。
⒜　平成21年度以降に、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の一般土木工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人とし